住宅都市局工事施行要綱

(趣 旨)

第1条 住宅都市局において施行する請負工事については、法令、条例、規則及びその他の規程 等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところにより工事の円滑かつ適正な執行を図る ものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - (1) 工事 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第2条第1項に定めるもので、請負契約により 施行するものをいう。
 - (2) 受注者 住宅都市局が施行する工事に関する契約の相手方をいう。
 - (3) 監督員 名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。)第 47条第1項の規定による監督員をいう。
 - (4) 検査員 契約規則第48条第1項の規定による検査員をいう。

(工事の施行決定)

- 第3条 工事を施行するときは、設計書(第1号様式)、仕様書、図面その他関係書類(以下「設計図書」という。)を添えた執行伺(第2号様式)により決裁を経なければならない。ただし、文書管理システムを利用した電子決裁または併用決裁による場合は執行伺(第2号様式)による必要はない。
- 2 前項に規定する設計図書の作成にあたっては、予算、施行箇所の状況、施行の時期その他必要な事項を検討し、当該工事の範囲を適正に定め、予測しがたい理由による場合のほかは、工事の着手後に設計の追加、変更等の必要が生じないよう注意しなければならない。

(監督員の設置及び指定)

- 第4条 工事の施行にあたっては、工事ごとに監督員として、住宅都市局監督員検査員指定要綱に基づき、総括監督員、主任監督員及び担当監督員を指定する。
- 2 一つの工事に2名以上の担当監督員を指定するときは、そのうち1名を担当監督員の代表と し、工事に係る諸手続を行うものとする。
- 3 前2項により監督員を定めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。変更した ときも同様とする。
- 4 前項による通知は、監督員通知書(第3-1号様式)により行うものとする。ただし、2名以上の担当監督員を指定し、名古屋市工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第8条第3項の権限を分担させたときは、それぞれの担当監督員の有する権限の内容を、監督員権限分担通知書(第3-2号様式)により通知しなければならない。

(担当監督員の業務)

- 第5条 担当監督員は、契約書、契約約款、設計図書等の内容を熟知するとともに、工事現場の 状況を的確に把握し、工程の管理、立会い、検査、指示、協議、承諾等を行い、適切に工事が 履行されるよう努めなければならない。
- 2 前項において、設計変更等で契約変更に係わる指示、協議又は承諾については指示書(第4-1号様式)・協議書(第4-2号様式)・承諾書(第4-3号様式)で行わなければならない。
- 3 担当監督員は、必要に応じて関係機関と調整を図らなければならない。
- 4 担当監督員は、「工事現場における施工体制の点検要領」に基づき、施工体制の把握をしなければならない。
- 5 担当監督員は監督業務にあたり、必要に応じて監督記録簿(第5号様式)に記入するものと する。

(総括監督員・主任監督員の業務及び権限)

第6条 総括監督員は、監督業務を総括し、主任監督員、担当監督員の業務を指揮監督するととも

に、必要がある場合は主任監督員及び担当監督員の業務を行うことができる。

2 主任監督員は、担当監督員の業務について指導・助言を行うとともに、必要がある場合は担当 監督員の業務を行うことができる。

(請負代金内訳書)

第7条 受注者は、契約締結後14日以内に請負代金内訳書を提出しなければならない。

(工事着手届及び工事工程表)

- 第8条 受注者は、契約締結後14日以内に工事着手届(第7号様式)及び工事工程表(第8号様式)を提出しなければならない。工程に変更が生じたときは準用する。ただし、次の各号に掲げるものについては、担当監督員の承諾を得て工事着手届及び工事工程表の提出を省略することができる。
 - (1) 工期が30日以内の工事
 - (2) 請負代金額が250万円以下の工事
 - (3) その必要がないと認められる工事
- 2 担当監督員は、前項の工事工程表を審査し、必要に応じて受注者と調整を行うものとする。 (現場代理人等届)
- 第9条 受注者は、現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者等を置いたときは、すみやかに現場代理人等届(第9-1号様式)を提出しなければならない。変更するときは準用する。

また、現場代理人を他の工事と兼務する場合は、現場代理人の兼務届(第9-2号様式)を 提出しなければならない。変更するときは準用する。

(下請負届)

第10条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、下請負届(第10号 様式)を提出しなければならない。変更するときは準用する。

(工事関係者に関する措置要求)

第11条 現場代理人、主任技術者、監理技術者又は下請負人その他工事に従事する者で工事の施行又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、工事関係者に関する措置請求書(第11号様式)により、受注者に対して必要な措置をとるよう請求することができる。

(工事記録)

- 第12条 受注者は、工事日報又は工事記録簿を作成し、担当監督員から請求があったときはこれを提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、担当監督員の承諾を得てこれらの作成を省略することができる。
 - (1) 工期が30日以内の工事
 - (2) 請負代金額が250万円以下の工事
 - (3) その必要がないと認められる工事

(使用材料・機器)

- 第13条 受注者は、工事のために使用する材料の品質については、設計図書に定めるところによるが、土木工事においては、使用する前に使用材料承認願(第34号様式)により、承認を得なければならない。
- 2 受注者は、設備工事の設計図書において、機器及び材料の製作所を評定名簿より選定するよう指定されている場合は、選定後すみやかに使用機材を報告しなければならない。これらの機器及び材料を変更する場合も同様とする。

(臨機の措置)

- 第14条 受注者は、次の各号に掲げる場合にとった臨機の措置について、直ちに監督員に報告 しなければならない。
 - (1) 天災、火災その他の事情により、工事に被害が生ずるおそれがあるとき。
 - (2) その他緊急で工事に重大な支障をきたす恐れがあるとき。
- 2 監督員は、災害防止その他の施行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の

措置をとることを請求することができる。

(第三者被害の防止)

- 第15条 受注者は、工事に関連して第三者に被害を及ぼすことのないよう充分留意するとともに、設計図書に定めるところ以外でもその恐れがある場合は、監督員と協議のうえ事業損失防止に係る騒音振動調査、地盤変形調査、地下水変動調査及び家屋調査等を事前に行うものとする。
- 2 受注者は、第三者に被害を及ぼした場合、すみやかに書面により報告しなければならない。 (事故報告)
- 第16条 受注者は、工事に関連して発生した事故について、直ちに工事事故発生報告書(第13号様式)を提出しなければならない。

(支給材料等)

- 第17条 担当監督員は、受注者に対して材料を支給し(以下「支給材料」という。)、又は機械 器具を使用させる(以下「貸与品」という。)ときは、工事用材料出納簿又は工事用貸与品整理 簿等に記載して引渡さなければならない。
- 2 担当監督員は、前項の規定により支給材料又は貸与品を引渡すときは、受注者立会いのもとに品名、規格、数量、その他必要な事項を確認して引渡さなければならない。
- 3 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市長が指定した期間内に、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(発生材料等)

- 第18条 受注者は、工事の施行に伴い諸資材料が発生したときは、次の各号に掲げる処置をと らなければならない。
 - (1) 設計図書に指定されたもの又は担当監督員が指示したものは、指定された場所に集積し、引渡さなければならない。
 - (2) 引渡しを要さないもの及び建設廃棄物となるものは、すべて工事現場外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理しなければならない。

(担当監督員の立会い)

第19条 担当監督員は、受注者から試験又は検査等の立会いを求められたときは、7日以内に これに応じなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこれに応じることができない 場合は、試験記録等の整備又はこれに替わる適切な方法等を指示しなければならない。

(主任監督員の立会い)

第20条 主任監督員は、必要に応じ現場に立会い、工事の重要な部分及び完了の確認を行うものとする。

(記録等の整備)

- 第21条 受注者は、設計図書に定められた場合のほか、次の各号に掲げる場合は、工事写真、 見本品、試験成績書及びその他の資料等を整備しておかなければならない。
 - (1) 検査等を行った場合で、その内容を明らかにしておかなければならないとき。
 - (2) 検査等の立会いを求めた場合に、監督員がやむを得ない事情によりこれに応じることができないとき。
 - (3) その他担当監督員の指示を受けたとき。

(工事の変更手続等)

- 第22条 工事の一時中止又は工期の変更若しくは設計図書の変更(以下「設計変更」という。) をするときは、その理由及び内容等を記載した工事一時中止伺(第14号様式)、工期延長伺 (第15号様式)又は設計変更伺(第16号様式)により決裁を経なければならない。
- 2 設計変更を行う場合、変更事項及び金額等を明らかにした変更設計書(第17号様式)及び 関係書類を作成しなければならない。土木工事において、緊急を要する場合若しくは軽易なも のである場合の手続きは、住宅都市局土木工事施行に係る指示書取扱要領に定めるところによ

る。

- 3 一時中止した工事を再開するときは、工事一時中止解除伺(第18号様式)により決裁を経 なければならない。
- 4. 文書管理システムを利用した電子決裁または併用決裁による場合は第1項及び第3項に記載の様式による必要はない。

(完了検査)

- 第23条 受注者は、工事を完成したときは直ちに工事完了届(第19-1号様式)を提出し、 必要書類を整備のうえ、検査を受けなければならない。
- 2 検査員は、工事完了届の受理日から起算して14日以内に期日を定めて検査を行い、工事完 了の確認をしなければならない。
- 3 総括監督員は、検査の結果、工事の完了を確認したときは、受注者に対し工事完了確認通知書(第20-1号様式)を交付しなければならない。
- 4 検査員は、検査の結果、工事の不合格を確認したときは、受注者に対し検査結果通知書(第21号様式)を交付し、完全履行を要求しなければならない。
- 5 前項の規定による場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして、前4項の規定を準 用する。

(指定部分完了検査)

第24条 設計図書中に工事目的物について、工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを 指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了し たときは、前条中の「工事」とあるのは「指定部分工事」と、「第19-1号様式」とあるのは 「第19号-2号様式」と、「第20-1号様式」とあるのは「第20号-2号様式」と読み替 えて、前条の規定を準用する。

(出来高検査)

- 第25条 受注者は、工事の出来形部分及び検査済工事材料等(以下「出来高部分」という。)に 対する部分払の請求は、出来高報告書(第22号様式)により行うものとする。担当監督員は 出来高報告書を査定のうえ出来高調書(第23-1号様式)を作成し、検査に付さなければな らない。
- 2 前項に規定する出来高の査定についての基準は、住宅都市局工事検査要綱(以下「工事検査要綱」という。)の定めるところによる。
- 3 部分払を行う場合の対象工事及び回数は、別表を参考にして設計書に定めるものとする。
- 4 総括監督員は、検査の結果、出来高を確認したときは、受注者に対し出来高検査確認通知書 (第20-3号様式)を交付しなければならない。ただし、受注者が書面による通知を必要と しない場合には口頭にかえることができる。
- 5 検査の結果、出来高の不合格を確認したときについては、第23条第4項の規定を準用する。 (中間検査)
- 第26条 検査員は、工事検査要綱に基づき必要があるときは、当該工事について中間検査をすることができる。ただし、名古屋市低入札価格調査要領第5条に規定する調査を経て工事請負契約を締結した工事に該当する場合は、工事検査要綱第3条第2項の定めるところによる。
- 2 総括監督員は、検査の結果、工事の執行状態の適正を確認したときは、受注者に対し中間検 査確認通知書(第20-4号様式)を交付しなければならない。ただし、受注者が書面による 通知を必要としない場合には口頭にかえることができる。
- 3 検査の結果、中間の不合格を確認したときについては、第23条第4項の規定を準用する。 (引渡し)
- 第27条 受注者は、工事完了又は指定部分完了の確認を受けたときは、直ちに工事目的物の引渡しをしなければならない。

(精算引継)

第28条 事業主管局長等に精算引継が必要な場合は、完了の確認後すみやかに工事精算引継書

(第24号様式)の決裁を経て、工事費精算内訳書及び完成図を添えて引継をしなければならない。

(前払金及び中間前払金並びに部分払の支払手続)

- 第29条 工事に関する前払金の支払については、関係書類を添えて前払金支出伺(第25号様式)により決裁を経なければならない。
- 2 工事に関する中間前払金の支払については、前項の規定を準用する。
- 3 工事に関する部分払の支払については、関係書類を添えて部分払金支出伺(第26号様式) により決裁を経なければならない。
- 4 文書管理システムを利用した電子決裁または併用決裁による場合は第1項及び第3項に記載の様式による必要はない。
- 5 前各項の規定は、予算主管課が他局の場合については、適用しない。

(火災保険契約等の締結)

第30条 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。)に対し、請負代金額相当の建設工事保険、火災保険、その他これらの準ずる保険を締結し、保険会社からの証明書もしくは保険証券の写しをすみやかに提出しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第31条 施行中の工事で契約を解除し当該部分の引き渡しを受けるときは、監督員は工事の出来高部分について適正な管理措置を講ずるとともに、直ちに出来高部分の調査を行い、出来高精算調書(第23-2号様式)を作成し検査員の検査に付さなければならない。
- 2 前項の検査は第25条に定める出来高検査の規定、精算支払手続きは第29条に定める部分 払の規定を準用するものとする。

(部分使用)

第32条 工事目的物の引渡し前において、必要があると認めるときは、部分使用同意書(第27号様式)に受注者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。担当監督員は、部分使用同意書の受理後、すみやかに検査に付さなければならない。

(契約不適合責任)

第33条 工事における契約不適合責任期間は、必要と認める期間を契約の都度定めなければならない。ただし、契約の目的又は内容により必要がないと認めるときは、この限りでない。

(建設業退職金共済制度への加入)

- 第34条 受注者は、雇用する労務者の労働福祉対策として、中小企業退職金共済法(昭和34年 法律第160号)に基づく建設業退職金共済制度に加入し、対象となる労務者について規定額の 共済証紙を購入し、これを当該労務者の共済手帳に貼付しなければならない。
- 2 受注者は、請負代金額100万円以上の工事については、証紙購入時に取扱金融機関の発行 する発注者用掛金収納書を提出しなければならない。

(法定外労災補償制度への加入)

第35条 受注者は、労働災害の防止について充分注意するとともに、労働災害被災者の救済のため、設計図書に定めるところにより労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)以外の法定外労災補償制度にもすみやかに加入し、保険会社からの証明書もしくは保険証券の写しを提出しなければならない。

(特定元方事業者の指名)

第36条 監督員は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項の規定により、受注者の中から、同法30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者を指名しなければならない場合は、指名はあらかじめその者の同意を得て、特定元方事業者指名通知書(第28号様式)で行うものとする。

(安全対策の報告)

第37条 特定元方事業者は、労働基準監督署への提出書類、協議会の会則及び議事録、安全パトロールの実施記録の写しを提出する等、安全対策の実施状況を報告しなければならない。

(委託監督員及び委託検査員の職務権限)

第38条 契約規則第47条第2項の規定による委託監督員及び同規則第48条第2項の規定による委託検査員の職務権限は、本要綱及び工事検査要綱に定める規定のうち、委託仕様書に定められたものに限定されるものとする。

(書面の取扱い)

第39条 住宅都市局が施行する工事において、書面の取扱いは電子メール等の情報通信の技術 を利用する方法を用いて電磁的記録により行うことができる。ただし、監督員が電子メール等 の情報通信の技術を利用する方法が適切でないと判断する場合は、この限りでない。

(その他の書式)

- 第40条 工事に関する書式は前各条に定めているもののほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 工事日報(参考様式-1)
 - (2) 工事記録簿(参考様式-2)
 - (3) 休日·夜間作業届(参考様式-3)
 - (4) 工事打合せ記録簿(参考様式-4、5)

附則

- 1. この要綱は平成15年4月1日から施行する。
- 2. 建築局工事施行要綱(昭和48年4月1日施行)は廃止する。

附則

1. この要綱は平成19年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附則

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年6月9日から施行する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和4年5月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年3月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年12月1日から施行する。

附則

この要綱は令和6年12月13日から施行する。

附則

この要綱は令和7年11月1日から施行する。

別 表

部分払を行う場合の対象工事及び回数		
建築工事	単年度工事	2回(ただし、3ヶ月以内の工事は0回、6ヶ月以内の工事は1回とすることができる。)
	2年度に跨る工事	4回(ただし、6ヶ月以内の工事は1回、12ヶ月以内の工事は2回とすることができる。)
	3年度に跨る工事	6回(ただし、18ヶ月以内の工事は3回、 24ヶ月以内の工事は4回とすることが できる。)
土木工事	設計金額が5000万円以上 1億円未満の工事	1回
	設計金額が1億円以上の工事	2回

[※]特別の事情のある場合は、この表によらないことができる。また、支払い回数は原則 として年度3回以内とする。